

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 鳥取市 企業

乙 西伯郡大山町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、乙に損害賠償金81,746円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成29年12月6日

#### (2) 事故発生場所

西伯郡大山町平地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が、一般県道大山口停車場大山線を和解の相手方甲所有の普通乗用自動車で行く中、路肩から車道上に傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。